



消費税（国税）

■納める人

国内取引	資産の譲渡・貸付け及び役務の提供を事業として行う個人事業者及び法人
輸入取引	外国貨物を保税地域から引き取る個人及び法人

■納める額

$$\text{課税期間の課税 売上げの額（税抜き）} \times \text{税率（6.3\%）} - \text{課税期間の課税 仕入れの額（税抜き）} \times \text{税率（6.3\%）} = \text{税 額}$$

※ 消費税と地方消費税をあわせて8%となります。

なお、消費税収入は社会保障施策の財源として用途が明確化されており、税率が平成29年4月1日以後は10%（うち国税7.8%）に引き上げられる予定です（ただし、経過措置が適用されるものを除きます）。

■納める方法

国内取引	個人事業者は、翌年の3月末日までに申告して納めます。
	法人は、課税期間の末日の翌日から2か月以内に申告して納めます。
輸入取引	原則として、外国貨物を保税地域から引き取る時まで申告して納めます。

地方消費税（府税）

■納める人

消費税と同様、国内で行われる資産の譲渡や役務の提供など国内取引と、外国貨物の引取りのいずれにも課税されますが、国内取引に課されるものを「譲渡割」、外国貨物の引取りに課されるものを「貨物割」といい、次の人が納めます。

区分	納める人
譲渡割	課税資産の譲渡等を行う個人事業者及び法人
貨物割	課税貨物を保税地域から引き取る個人及び法人

地方消費税は、国内における商品の販売やサービスの提供などにかかる間接税で、税金分は価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担します。

■納める額

$$\text{消費税額（課税標準額）} \times \text{税率} = \text{税 額}$$

●税 率

適用期間	平成26年4月1日から	平成29年4月1日から(予定)
地方消費税率	1.7% (消費税額の63分の17)	2.2% (消費税額の78分の22)
消費税率	6.3%	7.8%
合計	8%	10%

■納める方法

「譲渡割」については住所地又は本店所在地を所轄する税務署に、「貨物割」については所轄の税関に、消費税とあわせて申告し、納めます。この納付された地方消費税については、国から税務署や保税地域の所在する都道府県に払い込まれます。

※地方消費税の引上げについて

平成26年4月1日から、急速に進展する少子高齢化の中で、国民の誰もが安心して暮らすことができるよう、国とともに社会保障を担う地方の財源を確保するために、消費税率の引上げに伴い地方消費税率が引き上げられました。

引上げ分に係る地方消費税収入については、社会保障4経費（注）その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいいます。）に要する経費に充てることとされています。

（注）制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

たばこ税（府税、国税、市町村税）

■納める人

卸売販売業者等（日本たばこ産業株、たばこの輸入業者及び卸売販売業者）が府内の小売販売業者に製造たばこを売り渡した場合などに納めます。

■納める額

$$\text{売り渡し等をした製造たばこ本数（課税標準）} \times \text{税率} = \text{税額}$$

【製造たばこ（旧3級品を除く）にかかる税率】

区分	税目	税率 (1,000本当たり)
府税	府たばこ税	860円
国税	たばこ税	5,302円
	たばこ特別税	820円
市町村税	市町村たばこ税	5,262円

【旧3級品の製造たばこにかかる税率】

区分	税目	税率（1,000本当たり）				
		現行	H28. 4. 1～	H29. 4. 1～	H30. 4. 1～	H31. 4. 1～
府税	府たばこ税	411円	481円	551円	656円	860円
国税	たばこ税	2,517円	2,950円	3,383円	4,032円	5,302円
	たばこ特別税	389円	456円	523円	624円	820円
市町村税	市町村たばこ税	2,495円	2,925円	3,355円	4,000円	5,262円

※ 「旧3級品の製造たばこ」については、上表のとおり段階的に税率が引き上げられることとされています。

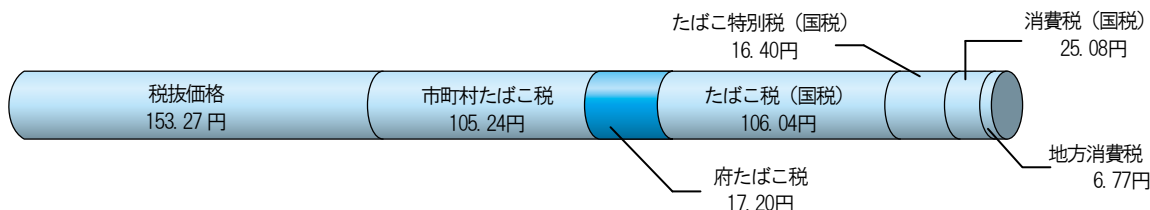
※ 「旧3級品の製造たばこ」とは、次の6銘柄の紙巻たばこをいいます。

わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、うるま、バイオレット

■納める方法

卸売販売業者等が毎月末日までに前月分をとりまとめて申告し、納めます。

たばこ1箱に含まれる税金（1箱20本入430円のたばこの場合）



ゴルフ場利用税（府税）

納める人

ゴルフ場を利用した人が納めます。

ただし、次の人が利用する場合は非課税となります。

- 1 年齢18歳未満の人
- 2 年齢70歳以上の人
- 3 身体障がい者手帳等の交付を受けている人
- 4 国民体育大会に参加する選手が国民体育大会の競技としてゴルフを行う場合
- 5 学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）の学生、生徒若しくは児童又はこれらの者を引率する教員が学校の教育活動としてゴルフを行う場合

※ ただし、非課税の適用を受けるには、当該利用者が1から5のいずれかに該当することを証明する必要があります。

※ 学校教育法第1条に規定する学校とは幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（短大を含む）及び高等専門学校のことです。

納める額

● 税率

利用料金、ホール数等を基準とした等級により税率が定められています。

等級	税率
1級	1人1日につき、1,200円
2級	1,150円
3級	1,000円
4級	800円
5級	650円
6級	450円
7級	350円

納める方法

ゴルフ場の経営者（特別徴収義務者）が、利用料金と合わせて徴収し、毎月15日までに前月分をとりまとめてなわ北府税事務所に申告し、納めます。

狩猟税（府税）

納める人

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」による狩猟者の登録を受ける人が納めます。

※ 狩猟税は目的税でその収入は、鳥獣の保護及び狩猟に関する施策に要する費用に充てられます。

納める額

免許の種類	種別	税率
第一種銃猟（注1）	① 府民税の所得割額の納付を要する人	16,500円
	② ①の人の控除対象配偶者又は扶養親族	
	③ 府民税の所得割額の納付を要しない人	11,000円
	④ ③の人の控除対象配偶者又は扶養親族	
	⑤ ②の人のうち、農林水産業に従事している人	
網 猟 又 は わ な 猟	⑥ 府民税の所得割額の納付を要する人	8,200円
	⑦ ⑥の人の控除対象配偶者又は扶養親族	
	⑧ 府民税の所得割額の納付を要しない人	5,500円
	⑨ ⑧の人の控除対象配偶者又は扶養親族	
	⑩ ⑦の人のうち、農林水産業に従事している人	
第二種銃猟（注2）		5,500円

（注1）第一種銃猟…装薬銃

（注2）第二種銃猟…空気銃

※ 第一種銃猟免許登録を受けた方が空気銃を使用する場合は、非課税となります。

※ 次の方が狩猟者の登録を受ける場合は、平成31年3月31日までの間に限り、狩猟税が軽減されます。

- ・ 対象鳥獣捕獲員、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者の方……課税を免除
- ・ 狩猟者登録申請書を提出する日前1年以内に許可捕獲等を行った方……上記税率に2分の1を乗じた税率

納める方法

狩猟者の登録を受ける時に、府が発行する狩猟税証紙を狩猟者登録申請書に貼り付けることにより納めます。

利子等に係る府民税 府民税利子割 (府税)

納める人

利子等の支払を受ける人(注)が府内にある金融機関等の営業所等を通じて納めます。

(注)「利子等の支払を受ける人」とは、個人、法人を問わないので、法人も納税義務者となりますが、法人に対して課された利子等に係る府民税は、法人府民税(法人税割)の申告の際に控除され、控除しきれないものについては還付又は未納徴収金への充当によって調整されます。

※ 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等については、法人は対象外となり、納める人は個人のみとなります。

納める額

$$\text{支払を受けるべき利子等の額(課税標準額)} \times \text{税率} = \text{税額}$$

支払を受けるべき利子等

- ① 公社債、預貯金等の利子
- ② 金融類似商品(定期積金、抵当証券、一時払養老(損害)保険等)の利息、差益等

※ 平成28年1月1日以後、特定の公社債等は、府民税利子割の課税対象から除外され、上場株式等と同じように、府民税配当割と府民税株式等譲渡所得割の課税対象となります。

税率 5%

※ 別に所得税及び復興特別所得税が15.315%の税率でかかります。

次の利子等は非課税となります。

障がい者、遺族年金等を受ける寡婦等の非課税制度に係る利子等	元本それぞれ350万円以下
・ 少額預金非課税制度 ・ 少額公債非課税制度	
勤労者財産形成貯蓄の非課税制度に係る利子等	元本合計550万円以下
・ 財産形成住宅貯蓄 ・ 財産形成年金貯蓄	
非居住者又は外国法人が支払を受ける利子等	
その他所得税において非課税とされる利子等	

納める方法

利子等の支払又はその取扱いをする金融機関等(特別徴収義務者)が、利子等の支払の際に、その額から利子等に係る府民税(府民税利子割)を徴収し、その翌月10日までに府へ納めます。

特定配当等に係る府民税 府民税配当割 (府税)

納める人

特定配当等の支払を受ける人(個人)が、特定配当等の支払を行う上場法人等を通じて納めます。

納める額

$$\text{支払を受けるべき特定配当等の額(課税標準額)} \times \text{税率} = \text{税額}$$

支払を受けるべき特定配当等

- ① 上場株式等の配当等
- ② 公募証券投資信託の収益の分配に係る配当等
- ③ 特定投資法人の投資口の配当等

税率 5%

※ 別に所得税及び復興特別所得税が15.315%の税率でかかります。

納める方法

特定配当等の支払をする上場法人等(特別徴収義務者)が、特定配当等の支払の際に、その額から特定配当等に係る府民税(府民税配当割)を徴収し、その翌月10日までに府へ納めます。

ただし、源泉徴収選択口座内配当等については、源泉徴収選択口座が開設されている証券業者等(特別徴収義務者)が特定配当等の支払の際に、その額から特定配当等に係る府民税(府民税配当割)を徴収し、1年分をまとめてその翌年の1月10日までに府へ納めます。

特定株式等譲渡所得金額に係る府民税 府民税株式等譲渡所得割（府税）

納める人

特定株式等譲渡所得金額の支払を受ける人（個人）が、特定株式等譲渡所得金額の支払を行う証券業者等の本社を通じて納めます。

納める額

$$\text{支払を受けるべき特定株式等譲渡所得金額（課税標準額）} \times \text{税率} = \text{税額}$$

支払を受けるべき特定株式等譲渡所得金額

- ①源泉徴収選択口座内保管上場株式等の譲渡の対価
- ②源泉徴収口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益

税率 5%

※ 別に所得税及び復興特別所得税が15.315%の税率でかかります。

納める方法

特定株式等譲渡所得金額の支払をする証券業者等（特別徴収義務者）が、特定株式等譲渡所得金額の支払の際に、その額から特定株式等譲渡所得金額に係る府民税（府民税株式等譲渡所得割）を徴収し、1年分をまとめてその翌年の1月10日までに府へ納めます。

相続税（国税）

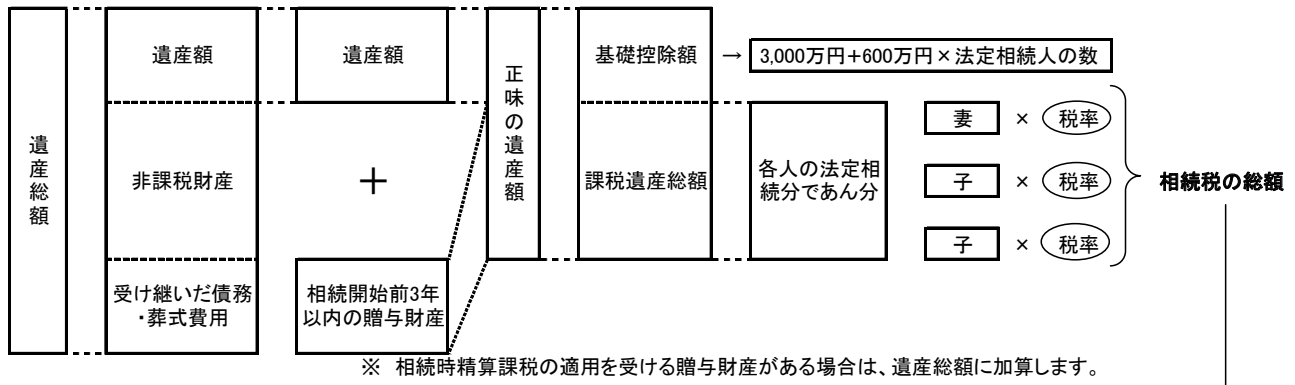
納める人

相続や遺贈（死因贈与を含みます。）によって財産を取得した人及び相続時精算課税の適用を受ける贈与によって財産を取得した人

納める額

課税遺産総額を法定相続分どおりに分けたものとして、各法定相続人ごとに税額を計算してこれを合計し、相続税の総額を計算します。

この相続税の総額を各相続人や受遺者が実際に取得した正味の遺産額の割合に応じてあん分した額が、各人の相続税額です。



$$\left\{ \text{相続税の総額} \times \frac{\text{各人の課税価格}}{\text{課税価格の合計額}} \right\} - \text{各人の税額控除} = \text{税額}$$

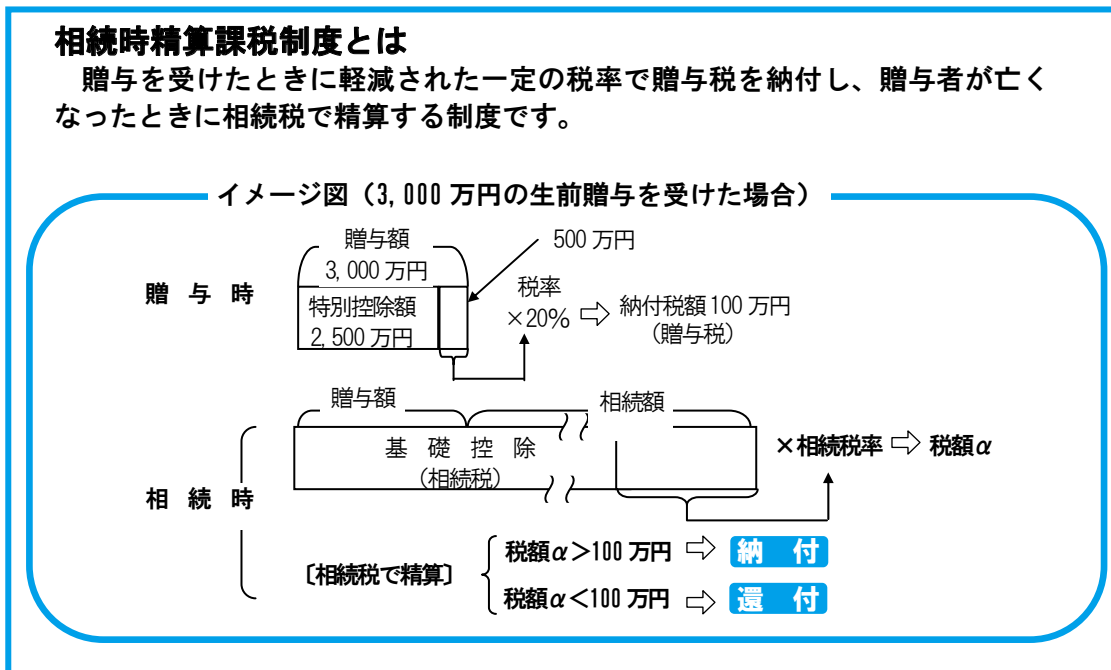
※ 平成27年1月1日以後の相続又は遺贈から、基礎控除額が改正されました。

■納める方法

相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に税務署に申告して納めます。

■その他

相続時精算課税制度の概要については、下図を参考にしてください。



贈与税（国税）

■納める人

個人から財産をもらった人

■納める額

$$\underbrace{[\text{受贈財産の価額} - \text{基礎控除額 (110万円)}]}_{\text{課税価格}} \times \text{税率} - \text{控除額} = \text{税額}$$

【贈与税速算表】

【一般税率】

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,500万円以下	45%	175万円
3,000万円以下	50%	250万円
3,000万円超	55%	400万円

【特例税率】

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
400万円以下	15%	10万円
600万円以下	20%	30万円
1,000万円以下	30%	90万円
1,500万円以下	40%	190万円
3,000万円以下	45%	265万円
4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

※ 平成27年1月1日以後の父母などの直系尊属からの贈与については、特例税率が創設されました。

■納める方法

贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに申告して納めます。

■その他

贈与税の課税方法には、暦年課税と相続時精算課税の2つがあり、一定の要件を満たす場合には、相続時精算課税を選択することができます。相続時精算課税制度の概要については、相続税を参考にしてください。